

令和7年4月1日制定

投 資 原 則

(厚生年金保険給付積立金)

- (1) 国家公務員共済組合連合会（以下「KKR」という。）は、厚生年金保険給付積立金の運用について、積立金が年金給付の貴重な財源であることを認識し、年金給付に必要な流動性を確保しつつ、厚生年金保険事業の運営の安定に資するよう、専ら被保険者の利益のため、長期的な観点から、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保することを目指す。
- (2) KKRは、基本ポートフォリオを策定し、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を行い、ポートフォリオの管理や資産全体、各資産におけるリスク管理を適切に行いながら、長い投資期間を活かし、より安定的かつ効率的な収益の獲得を目指す。
- (3) KKRは、パッシブ運用とアクティブ運用を併用し、ベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保しつつ、更なる収益獲得のため、運用受託機関等を適切に選定するほか、運用対象の多様化、投資機会の発掘に取り組んでいく。
- (4) KKRは、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、投資の検討にあたり、資産や地域ごとの特性などに応じて、サステナビリティ（ESG要素含む中長期的な持続可能性）や社会・環境的効果（インパクト）を考慮し、長期的な収益を確保する。
- (5) KKRは、年金積立金のアセットオーナー（機関投資家）として、スチュワードシップ責任（自ら又は運用受託機関による、投資先への建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すこと。）を果たし、インベストメントチェーン（受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ。）の好循環に貢献していく。